

# 第9回北広島市行財政構造改革委員会

と き 平成16年7月12日(月)15:00から  
ところ 北広島市役所 本庁舎 2階会議室

## 会 議 次 第

1 開 会

2 委嘱書の交付

3 協議事項

市民参加に関する条例の制定に向けた具体的プロセス・手法について

「建設事業コストの縮減行動計画」の策定について

4 その他

# 市民参加に関する条例の制定に向けた 具体的プロセス・手法について

## はじめに ~検討にあたって~

社会・経済が大きな転換期にさしかかり、地方分権時代を迎えている今日、市民と行政がそれぞれの役割を担いながら地域が持つ環境や資源を活用して、独自のまちづくりを進めていくことが求められています。このような状況において市民主体のまちづくりを行うためには、行政の透明性を高め、意思形成過程への市民参加の仕組みが必要と考えています。

こうした中、平成 15 年 3 月には、庁内の自主研究組織である地方分権研究チームが、市民と行政の協働の推進に向けた、市政全般へ市民が参加できる具体的な共通ルールとしての「市民参加条例」について、先進地視察や庁内の市民参加方法の実態調査等を行い報告書をまとめました。

今回の検討にあたっては、今後、市民参加条例を制定することを前提として、地方分権研究チームでの検討経過や先進自治体の事例も参考にしながら、市民参加・協働推進チームとして、市民参加の基本的な考え方や市民参加条例に盛り込むべき項目、策定の具体的プロセス等をまとめました。

## 市民参加についての基本的考え方

### 1 市民参加が求められる背景

自らの選択と責任において地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを進めていくためには、これまで以上に政策の質が問われ、市民の意思に基づく自治体経営の実現が求められています。

また、近年の都市化や生活様式の変化、少子高齢化の進行、情報化などの社会の成熟により、市民一人ひとりの価値観が多様化しており、従来の画一的な行政サービスの提供では、市民ニーズを満たすことが出来なくなってきています。

さらには、今後より一層厳しくなる財政状況の中で、市民のニーズを的確に反映した質の高い行政サービスの効率的な提供を図っていくためには、これまでの市民の意思反映を図ってきた方策に加え、市民一人ひとりが直接的に意見を言える機会の拡充など、新たな方策や仕組みを用意し、より幅広い市民の英知を反映した市政運営が必要です。

このような背景の中で、今、「市民参加」をより具体化し、効果的なものとするのが求められています。

### 2 市民参加とは

「市民参加」とは、次頁の全体像に示すように、現行の地方自治制度のもとでの市民の行政参加、すなわち「行政運営における企画・立案、実施、評価の一連の過程において、意見を述べ、提案を行い、実施上の取組みに協力するなどの市民の行動」に加え、「地域社会の発展・向上を図る市民の自主的、自立的な公共的・公益的活動」を含むとされています。なお、参加の仕方には、「意見を言う」「知恵を出す」「ネットワークを生かす」「資金や労力を提供する」など、多くの方法がありますが、行政への市民参加の手法としては次のようなものが考えられます。

情報共有型：広報活動、住民説明会、審議会の公開

ヒアリング型：アンケート調査、モニター調査、アイデア・意見募集、パブリックコメント

事業参加・協力型：事業計画・実施・運営などへの協力、施策推進のための協議会への参画、計画策定のための審議会への参画

対話・計画型：審議会委員の公募、シンポジウム・フォーラム、ワークショップ開催

活動支援型：まちづくり等の支援センター設置、専門家派遣、地域での自主的な協定への支援・協力

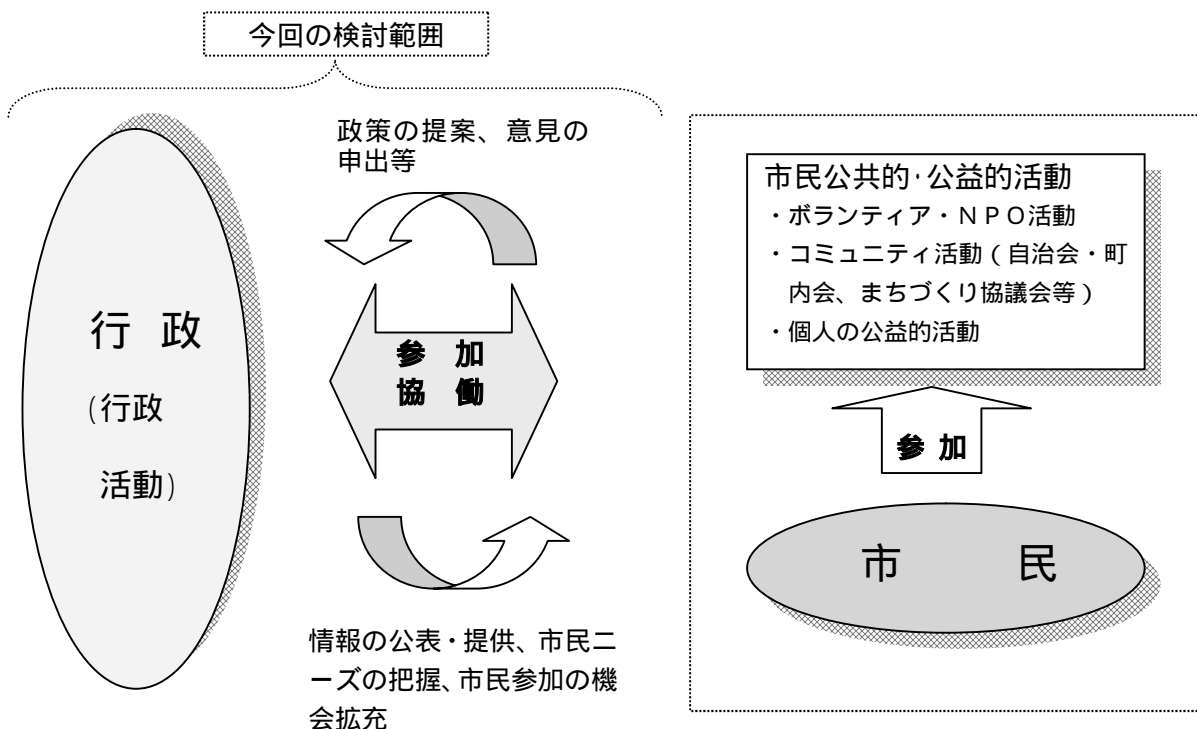
### 3 市民参加の意義・効果

地方分権が実施段階に入り、自治体は地域の実情を踏まえて自らの判断で、最良の施策を実施していく責務があります。また、地域が抱える様々な課題に対し、市民が主体的に行動を起こし、解決することが住民自治の本旨です。

市民参加を推進することは、自己決定・自己責任の原則をまちづくりのあらゆる場面で徹底していくことにより、市民主体の行政活動を具体的に実現するものです。

- <効果> 市民ニーズを踏まえた効果的な市政運営  
市民と行政、市民相互の多様な利害関係の調整。利益侵害の防止  
行政の説明責任（アカウンタビリティ）の向上、市政運営の公正性・透明性の確保  
住民自治の活性化（まちづくりへの市民の関心の高まり）

#### 市民参加の全体像



（出典：地方分権推進本部「地方分権時代の条例に関する調査研究の中間まとめ」より作成）

# 市民参加制度の条例化に向けて

## 1 本市の市民参加の現状と課題

北広島市の行政活動（各種事業含む）における市民参加の現状については、地方分権研究チームが行った各課への「市民参加方法実態調査」によると、各種の広報・広聴活動、ワークショップによる計画づくりへの市民参加のほか、模型をグループごとに製作し、現実性のある公園計画に市民が関わる「公園整備事業」、事業運営を市民が担う「芸術文化ホール運営スタッフ」など、特徴ある取り組みも進められています。しかし、市民参加の手法や実施については、各課で個別に取り組みを実施しており、庁内での統一的な考え方や位置づけが明確化されていないこと。また、各課の取り組みが全庁的に共有化されておらず、情報交換の充実も必要となっているなどの現状と課題が浮き彫りとなりました。このことは、先に実施した行財政改革に関する職員アンケートでも明らかになっています。

### 【行財政改革に関する職員アンケート】

市民参加・協働は85%が必要であると回答しているものの「参加・協働は進んでいるか？」の問いには、30%が進んでいないと回答しており、その理由も「行政側に体制が整っていない」(19%)、「進めるためのルールづくりが無い」(15%)となっています。

今後、より一層市民ニーズを踏まえた市政運営を図り、市民の英知を集めたまちづくりを進めるためには、これまで以上に市政に対する市民の意見や提言等についての受信にも留意した双方向の情報提供の仕組みの確立と充実を図っていく必要があります。

さらに、議会との連携を図りつつ、今日までの取組みに加え、新しい参加や手法を取り入れ、より充実した市民参加の仕組みをつくり上げていくことが必要となります。

## 参考

### 【現状と課題についての推進チームでの意見等】

#### < 情報提供・公開 >

- ・情報を公開する手段が限られている。
- ・市民が市の情報を取り入れる手段としては、アンケートによると広報紙が7割、新聞が4～5割程度。
- ・市のホームページを利用しているという反応が実感として伝わってこない。
- ・自分自身も含めてホームページを見る習慣がない。
- ・ホームページの閲覧の前に、各家庭でのパソコンの機器自体の普及が前提であるため、あと20年程度経たないと60歳以上の世帯にも普及しないのではないかと。
- ・広報紙での情報提供による委員会や審議会等の開催案内は日程調整などの諸事情により困難である。
- ・個人情報の守秘の観点から考えると、どの程度まで公開していいのか。
- ・公開する情報において、専門的な情報の提供は必要であるが、通常・一般的な情報の提供も必要である。

#### < 市民意見への対応 >

- ・市政懇談会や「市民の声」での質問や意見において、質問者の発言のレベルの差異が大きくて対応に戸惑う。
- ・市内外からの一方的なメールによる質問や照会が多数寄せられ、その対応に苦慮している。(回答期限、調査時間等)ある一定のルールづくりをした方がよいのではないかと。
- ・行政に直接的に関係のない要請や質問が寄せられる場合もあるが、どの程度まで対応すればよいのか。また、対応しなくてもよい場合は、どのように回答すればよいのか。すべての依頼に対して、応答性の向上を図るといっては、いかがなものか疑問が残る。
- ・札幌市のように、コールセンター等の設置を検討してはどうか。システム導入にかかる経費や情報更新の業務増加の課題はあるが。

#### < 地域活性化 >

- ・岩見沢市が現在取り組んでいるようだが、町内会の会合等に職員(担当者レベル)が出向き、市民の様々な意見を把握する方法もある。
- ・ふるさと創生資金の地域版を設定し、計画から意思決定までのすべてを地域住民に委ねて、参加意識の醸成を図る方法もある。

#### < 参加と連携 >

- ・公園の管理等の運営について地域住民に委ねることにより、住民間の交流や行政活動の理解も深まるのではないかと。
- ・行政は物と金を提供し、市民には時間を提供してもらう。
- ・形ばかりの市民参加はいいらない。市民と職員が同じ目的のために共に苦勞し、喜びを分かち合う(自前による飲食等の懇親を含める)ことにより、市民間や行政との信頼感が増し、さらなるまちづくりのための創意工夫が理想のまちづくりにつながっていくのではないかと。理想のまちづくりとは、常にまちづくりに対する行動の連続ではないのか。
- ・市民参加のキーワードは「為になるか」「得になるか」

## 2 市民参加制度の条例化の意義・効果

先の「市民参加についての基本的考え方」でも述べているように、市民参加制度が自治体の運営の基本的かつ主要な事項として重要性を増している中、さらなる職員の意識改革を図ることはもちろんのこと、北広島市における市民参加を確かなものとするため、市民と市がまちづくりの目的や課題を共有し、ともに役割を担い合う協働の理念に基づき、市民が市政運営の様々な分野に参加することを制度として保障する市民参加制度の条例化を進める必要があります。

また、市民参加制度を条例化することは、次のような意義・効果があると考えられます。

### 市民参加の手続的保障

市民参加を法的手続として整備（市民参加の実施基準や方法等を明確化）することによって、当該市民参加手続の実施が行政のその時々判断に委ねられるのではなく、行政の実施義務が生じることとなります。

このため、市民にとっても、その手続的権利を行使することにより、適時適切に意見主張する機会が保障されるとともに、それに対する行政の審査や検討が保障されることとなります。なかでも、市民の権利・義務に重大な影響を及ぼす条例や計画等に対して、その策定過程に市民の主張を反映させる機会を保障すること（パブリック・コメント制度や審査会等への諮問、公聴会の開催等の義務付け）は、市民参加の手続的保障として重要です。

### 目指すべき行政の形や地域社会の姿の明確化

市民ニーズを反映した、市民との協働による行政を推進するという行政運営の基本的な方針が明確化できる。さらには、前文や目的規定で、地域社会として目指すべき姿を具体的に記述することにより、目標を市民と共有することができます。

また、これに伴い、職員の意識改革効果や政策の円滑な実施効果が期待できるとともに、当該条例の制定過程に住民を巻き込むことを通して、市民の行政への関心や参加意識を高める効果も期待できます。

### 市民の代表である議会の関与と共通認識に基づく円滑な事業執行

条例化のためには、市民の代表である議会での審議・議決という民主的な手続を踏むこととなります。

また、これにより、行政と議会の共通認識のもとに市民参加が推進され、円滑な事業執行に資する効果も期待できます。

### 制度的な安定性

市民参加のルールを、要綱等ではなく条例で定めることにより、市民参加の制度的な安定性が損なわれないようにする効果もあります。

さらに、行政運営の通則的事項として、総合的に市民参加の実施基準や方法等を定める場合（例：石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例）には、様々な行政分野で、また行政の各部局で市民参加手続が異なるのではなく、均衡のとれた取扱いが制度的に保障されることとなります。

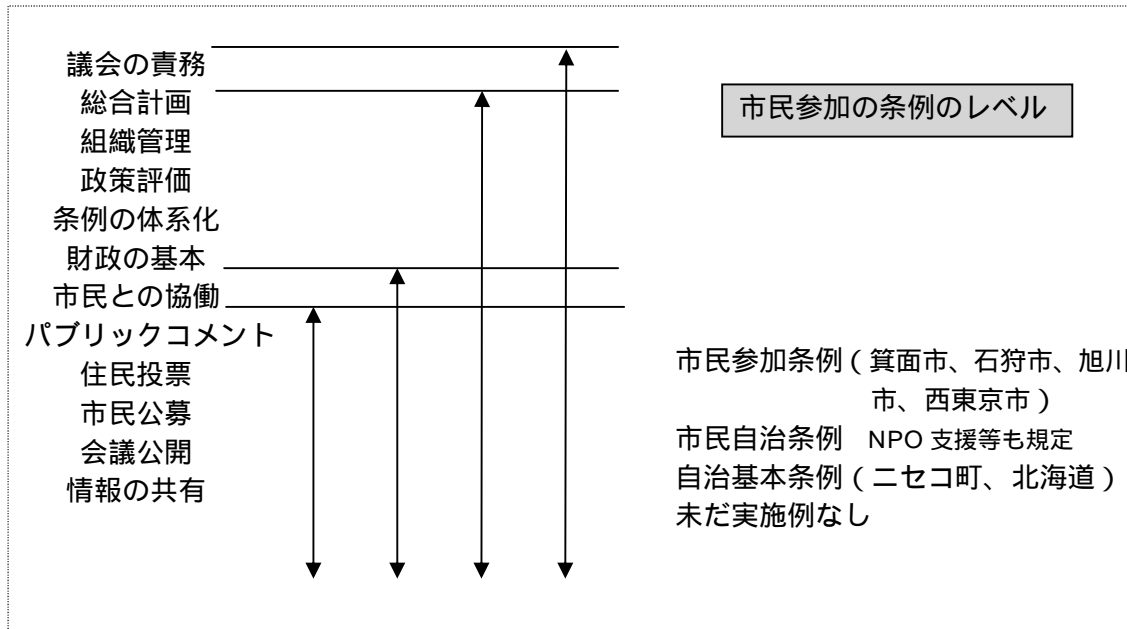
## 3 市民参加条例の制定動向

ほとんどの自治体において、政策立案・計画、条例の策定、予算要求、施策の実施、評価の各段階において、様々な方法により、市民の参加機会の拡充や参加内容の充実を図っています。こうした新しい市民参加の手続については、行政の個々の事務事業に当たって配慮するだけでなく、総合的、制度的に整備・推進し、市民に明示し、法的根拠を賦与するという観点から、条例により制度化する動きが盛んになっています。

こうした市民参加制度を総合的に条例化した最初の例は、箕面市の二つの条例（市民参加条例、

まちづくり理念条例。いずれも平成9年4月1日施行)ですが、第一次分権改革に伴う地方分権一括法の制定を踏まえ、全国の自治体で地方分権の意識が高まったことにより、全国的な広がりをを見せています。

特に、ニセコ町で制定された全国初の自治基本条例である「ニセコ町まちづくり基本条例」のインパクトが大きく、自治基本条例や市民参加に関する条例の制定を検討する自治体が飛躍的に増大しています。



出典：西東京市まちづくり市民会議HP 関俊三氏講演会資料より作成

#### 4 市民参加条例の類型

行政活動への市民参加制度を条例で定めるに際しては、各自治体によって条例体系の設計、条例で市民参加の規定をどの程度具体的に定めるかなどの考え方が様々であるため、行政運営の通則的事項として条例化するもの、まちづくりにかかる基本条例として定めるものなど様々な類型があります。

##### 基本条例型

自治体のまちづくり等の基本理念を示した条例（いわゆる自治基本条例、行政基本条例等）の中で市民参加の規定をおいたもの

（例：箕面市まちづくり理念条例、ニセコ町まちづくり基本条例、宝塚市まちづくり基本条例、生野町まちづくり基本条例、清瀬市まちづくり基本条例、北海道行政基本条例、杉並区自治基本条例等）

##### 一般条例型

市民参加の一般的、総合的な規定を定めた条例

（例：箕面市市民参加条例、小長井町まちづくり町民参加条例、幕別町まちづくり町民参加条例、石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例、宝塚市市民参加条例、旭川市市民参加推進条例、西東京市市民参加条例等）

##### 個別手法条例型

個別の市民参加手法について総合的に定めた条例

（例：横須賀市市民パブリック・コメント手続条例、高浜市住民投票条例、境町住民投票条例、新座市パブリック・コメント手続条例等）

##### 個別事項条例型

個別の行政活動等について住民参加手続の規定を置いている個別の条例

(例：各自治体の行政手続条例、環境影響評価条例、土地利用調整手続条例、情報公開条例等)

## 個別住民投票条例型

### 個別の行政活動等の是非を問う個別の住民投票条例

(例：御嵩町産廃処理施設設置についての住民投票条例、吉野川可動堰の賛否を問う徳島市住民投票条例、小長井町採石場新規計画・拡張計画についての住民投票条例、市町村合併について制定された各自治体の住民投票条例等)

地方分権推進本部「地方分権時代の条例に関する調査研究の中間まとめ」を参考

以上のように、概ね5つに分類されますが、条例の最近の傾向としては、石狩市の条例以降、旭川市、西東京市が一般条例型を制定しており、市民参加の対象事項、参加手法などについて詳細な規定が置かれ、できるだけ具体的な実施規定を規定する効率的な条例が主流となってきているようです。

## 市民参加条例制定に向けて

### 1 市民参加条例に盛り込むべき項目及び内容

項目の検討にあたっては西東京市をベースに石狩市との比較を行いつつ検討しました。

西東京市の市民参加条例は、市民参加の総合的な条例として、市民参加に係る基本的規定だけでなく実施規定も定めています。参加の対象事項、参加方法などについて詳細な規定が置かれており、石狩市の条例から始まった、今の市民参加条例の流れといえる条例と考えます。

石狩市と比較した場合、市民の参加権を具現化した規定(第2条)や住民投票規定(第23条)が置かれています。ただし、市民参加の対象となる事項については、石狩市(別表方式により詳細な規定を設けている)ほど詳細な規定にはなっていません。また、市民参加制度の監視機関等(石狩市第28条)の設置も規定していません。

このような両市の特徴を踏まえつつ、西東京市の条例を参考に、市における市民参加の基本的な理念と、市の政策立案過程における参加の具体的な手続を想定して項目及び内容を考えてみました。

「市民の役割と責務」の総則部分では、市民と市の役割を規定し、市民に主体的・積極的な市政への参加を規定するとともに、情報公開の推進と市民参加の機会の拡大等を市の役割と規定しました。「会議公開の原則」からの手続部分では、会議公開の原則や審議会、懇談会等の公募市民委員枠の確保、市民参加の対象、市民意見提出手続(パブリックコメント)、市民説明会、市民ワークショップ、住民投票、その他の手続を規定することとし、市民参加事業の評価と条例の継続的な検証と見直しについても規定する内容で考えてみました。

ただ、今回の検討はあくまで大枠的なものであり、今後、さらに広範な市民の意向も取り入れて検討を深め、条例の制定を図っていく必要があります。

<条例の全体イメージとしては>

特定の行政分野ではなく、市政全般へ市民が参加できる具体的な普遍ルールを定めた条例  
市の政策意思形成の段階から市民の意志が反映されるための条例  
特定市民ではなく、広く市民全般の意見が反映できるための条例  
市民の意志が反映した施策を、市民と市が協働して実施するための条例

## 条例に盛り込むべき項目及び内容

### 1 前文（条例の趣旨説明）

現在の社会情勢及び市民参加が求められる背景（地方分権の進展等）  
これまでの市民・行政による協働のまちづくりの取組み状況  
市民参加によるまちづくりの方向性等

### 2 目的（この条例をつくる目的）

市政運営に関する市民参加の基本的な事項を定める  
市と市民の役割・責務を明確に定める  
市と市民の協働による住民自治・地域社会の発展を推進する

### 3 定義（ことばの意味）

市民参加、市民とは（子ども、障害者、外国人、企業、学校を含むすべての生活者）、附属機関等の定義

協働、市民活動の定義

実施機関の定義

「市民参加」市の施策を立案し、決定する意思形成過程から評価の段階に至るまで、広く市民の意見等を反映させるとともに、市と市民との連携・協働によるまちづくりを推進することを目的として、住民が様々な形で市政に参加することをいう。

「市民」市内に在住、在勤、在学する個人及び市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。

石狩市に条例ではありませんが、審議会等の公募委員に応募できる者、パブリックコメント手続きの意見提出権者及び公聴会での公述人となれる者の範囲については、事案ごとに事前に公表するという規定がある。

「協働」市民と市がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力し合うことをいう。

「附属機関」地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する審議会等及び市の政策立案、施策運営等について意見交換、提言等を行うため設置する懇談会等をいう。

「実施機関」市長及び教育委員会をいう。

### 4 基本理念（基本的な考え方）

すべての市民がまちづくりに参加する権利を有する（保障する）

市民の自主性・自立性の尊重

市民と市が対等の立場でお互いの立場を理解、尊重する

市民と市が市政に関する情報を共有する

### 5 市民の役割と責務（市民のやらなければならないこと）

自らの責任と役割を自覚し、協働によるまちづくり

市民相互の自由な発言を尊重し、積極的にまちづくりに参加

市民活動の促進に努め、市政運営に対する協力をし、市民の市政に対する関心を自ら高めていく

### 6 市の役割と責務（市がやらなければならないこと）

情報公開の更なる推進に努める

市民への説明責任（アカウントビリティ）

市民活動の促進に対する支援

継続的かつ発展的な市民参加に向けて、創意工夫に努める

### 7 会議公開の原則（市の審議会などの会議を公開する）

附属機関は、情報公開条例に基づき原則公開とする



会議開催情報（会議日時・開催場所・議題の公開等）の事前公表  
傍聴者が会議内容の理解を深められるように配慮する  
会議録の作成と公開

## 8 委員の市民公募（市の審議会などの委員を広く募集して、参加を求める）

附属機関等は、計画段階での市民公募の推進に努める  
できるだけ市民枠を拡大する  
市民委員募集にあたり、公募選考を実施する  
選考基準を事前公表する  
男女平等に配慮する  
重複任用を出来るだけ回避し、幅広い人材を登用する

## 9 市民参加の方法（市民参加の対象・具体的方法）

対象になる市の事業の規定  
総合計画など、市の基本的な政策を定める計画の策定  
市民生活に重大な影響及ぼす制度の導入（条例の制定・改廃を含む）等  
参加方法（手続き）の規定（実際の条例では、それぞれ参加方法を個別に条文化する）  
審議会等への参画、パブリックコメント、市民説明会、ワークショップ、公聴会等の様々な参画方法  
インターネットなど最新の情報通信技術の活用により、双方向性を備えた情報交換システムによる参画の方法

## 10 住民投票の実施

市は市民の意志を問う必要がある場合、条例に基づき、住民投票を実施できる  
住民投票については、別に条例を定めて内容の詳細を決定する

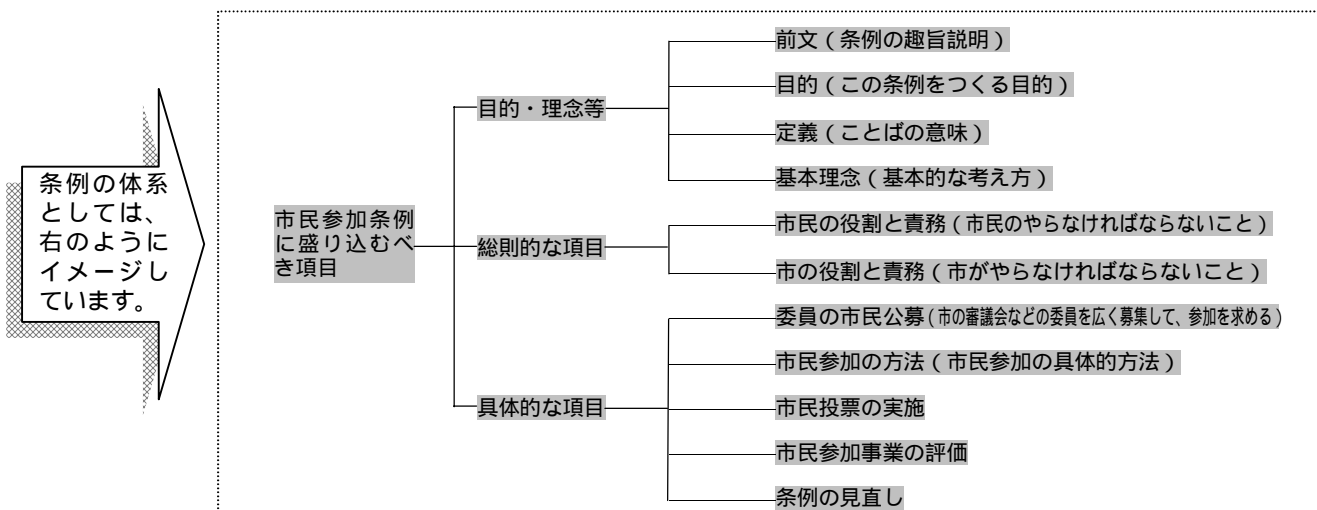
石狩市の条例には規定がない。これについては、同市の条例策定委員会において、必要があれば個別に住民投票条例を首長も議会も提案でき、住民側も直接請求によって住民投票の条例の制定を請求できること、他の住民参加制度が十分に機能すれば、住民投票に至らなくても住民合意はできるのではないかとの議論があって、あえて規定しなかった。

## 11 市民参加事業の見直し

政策形成過程で市民参加手続きを実施し決定したものについて見直しの必要が生じた場合には、再度市民参加手続きを実施する 西東京市独自の規定

## 12 条例の見直し

社会経済状況の変化にあわせた見直し  
市民意識の向上に見合った見直し



## 2 市民参加条例の制定プロセス（案）

### 制定プロセスの概要

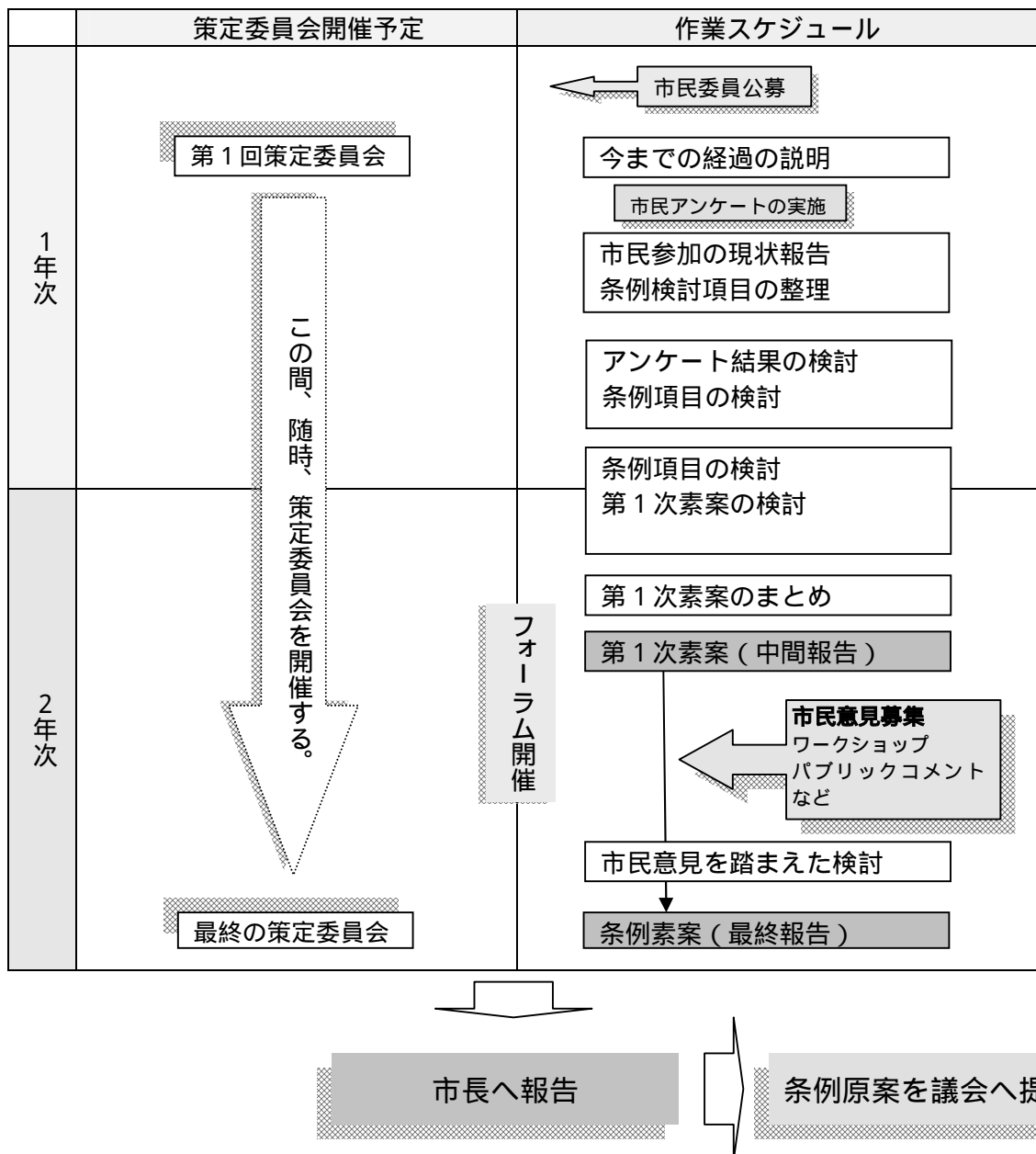
市民参加条例は、生活者である市民の意向を市政に反映させ、まちづくりを行っていく仕組みとして制定するものであり、市民が条例の意義を十分理解し、認識することが重要であり、そのため、行政サイドだけで研究・検討して制定するのではなく、市民と協働して制定することが大切と考えます。

具体的には、下図に示すように、公募による市民・学識経験者・各種企業や団体の代表者等で構成する条例策定委員会を設置し、検討過程をすべて市民に公開しながら、第1次素案を作成し、パブリックコメント、ワークショップ、フォーラム等を実施して幅広く意見を求め、提出された意見をもとに、策定委員会において素案をさらに修正加筆し、条例素案を完成させます。

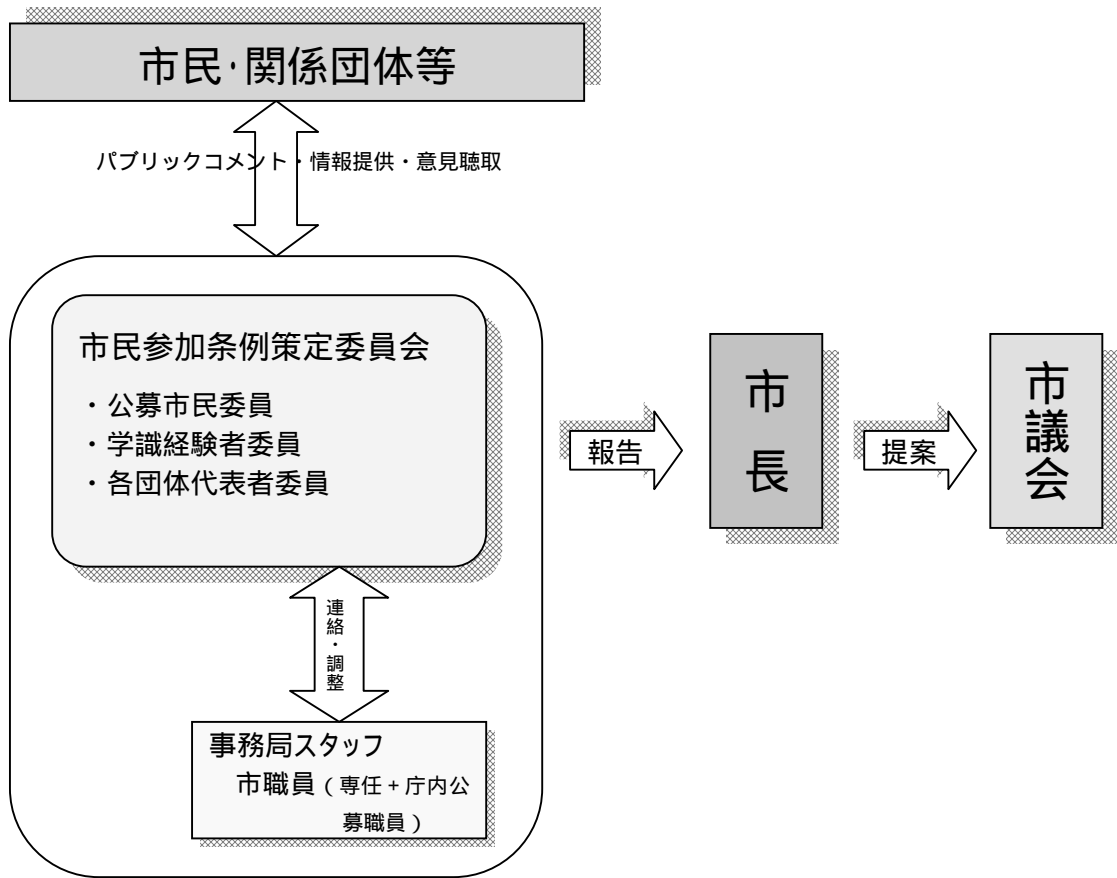
条例素案が完成した後、市で条例原案として整備を行い、市議会での議決をもって条例制定となります。なお、策定期間は概ね2年程度は必要と考えています。

いずれにしましても、市民参加条例の制定は、それ自体、市民参加を推進する第一歩としての意味を持ちます。そういう意味でも制定に向けたプロセスが重要であり、先に述べた以外の手法も取り入れながら幅広い市民論議を展開していく必要があります。

「市民参加条例」策定フロー図



### 3 「市民参加条例」策定体制図



## おわりに

市民参加・協働推進チームは、昨年7月から約8ヶ月、メンバー一人ひとりが学習しながら「市民参加」や「市民参加条例」制定の必要性などについて議論を展開してきました。

その結果、以上のとおり、市民参加条例制定に向けて、条例に盛り込むべき項目や策定プロセス等についての考え方をまとめました。

地方分権が進む今日、各地で市民参加を制度化していく動きはますます加速されていき、市民参加に根ざしたまちづくりは大きな時代の潮流といえます。

今後の北広島市における市民参加を確かなものとするためにも「市民参加条例」を制定する必要があると考えます。

また、今後の市民参加条例制定の論議が広範な市民参加により行われることで、この条例制定の趣旨が広く市民・市の組織の中に周知され、少し時間がかかるかもしれませんが、段階を踏みながらでも着実に市民参加が推進され、そのことにより、市民と市との協働のまちづくりが推進され、市民・地域の力が活きる個性豊かで、魅力と活力あふれた地域社会の実現が可能だと考えています。

# 先進自治体の市民参加条例比較表

	箕面市	石狩市	西東京市
条例名	箕面市市民参加条例	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例	西東京市市民参加条例
施行日	平成9年4月1日	平成14年4月1日	平成14年10月1日
特徴	<p>まちづくりにおける市民参加(市の意志形成過程の段階から市民意思反映、実施する段階で市と市民協働)の基本的事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念、市長、市民の責務</li> <li>・附属機関会議の公開(規則での例外)</li> <li>・市民資格委員全部又は一部の公募による選考</li> <li>・市民投票 市長が市民意思を直接問う場合に実施(別途条例)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加手続の定義・理念</li> <li>・市民参加手続の内容・時期</li> <li>・情報の公表方法</li> <li>・意見の取扱原則</li> <li>・審議会・公聴会等における市民参加手続</li> <li>・パブリック・コメント手続による市民参加</li> </ul>	<p>条例案の作成にあたっては、公募市民10人による「まちづくり市民会議・市民との協働部会」が15回に及ぶ検討を重ね、市長へ提言し、さらに、パブリックコメント、ワークショップを実施し、市民参加型の条例づくりを実践。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加の基本理念</li> <li>・政策立案過程における具体的参加手続</li> <li>・市民と市の役割を規定</li> <li>・条例の継続的な検証と見直しの条文化</li> </ul>

	箕面市市民参加条例	石狩市市民の声を活かす条例 (正式名称：石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例)	西東京市市民参加条例
前文			<p>(前文)</p> <p>西東京市は、田無市と保谷市の合併により、今世紀最初に誕生したまちです。私たち市民は、これまで両市が育んできた歴史と文化を大切にしながら、自らの知識と経験を活かし、一人ひとりが輝くまちづくりを進め、次の世代へ引き継ぎたいと願っています。地域社会に対する市民の参加意識の高揚に加え、地方分権の進展によって、市民と市との協働によるまちづくりが大きく前進する時代となりました。市民が、まちづくりの主役として活躍するためには、市政における市民参加を更に発展させるとともに、生活者である市民の意向を市政運営に的確に反映できる仕組みをより一層充実させていくことが必要です。私たちは、このような認識のもと、市との信頼関係に基づく協働を進め、個性豊かで活力ある地域社会を実現するため、この条例を制定します。</p>
目的	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、まちづくりにおける市民参加の基本的な事項を定めることにより、市と市民が協働し、地域社会の発展を図ることを目的とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地域の独自性に根ざした自主的かつ総合的なまちづくりを進めることが今後の本市にとって極めて重要であるという認識に基づき、行政活動への市民参加を推進するために必要な事項を定めることにより、自治の主体である市民が持つ知識、経験、感性等をまちづくりに活かし、もって市民と市がより良いまちの姿をともに考え、その実現に向けて協働するような地域社会の形成に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、西東京市(以下「市」という。)の市政運営における市民参加の基本的な事項を定めるとともに、市民と市の役割を明らかにすることによって相互の協働によるまちづくりを推進し、もって地域社会の発展を図ることを目的とする。</p>

	箕面市市民参加条例	石狩市市民の声を活かす条例 (正式名称：石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例)	西東京市市民参加条例
定義	(定義) 第2条 この条例において「市民参加」とは、市の意思形成の段階から市民の意思が反映されること及び市が事業を実施する段階で市と市民が協働することをいう。	(定義) 第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 2 この条例において「行政活動」とは、市民の福祉の増進を図ることを基本として市の機関が行うあらゆる活動をいう。 3 この条例において「市民参加手続」とは、市民の意見を反映した行政活動を行うため、その企画立案の過程において、期日その他必要な事項をあらかじめ定めた上で、市の機関が市民の意見を聴くことをいう。 4 この条例において「パブリックコメント手続」とは、市の機関が作成した行政活動の原案について、書面等による意見を広く募集する方法で行う市民参加手続をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民参加 市の政策立案、施策運営等に当たって、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。 (2) 市民 市内に在住、在勤、在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。 (3) 協働 市民と市がそれぞれの果たすべき役割を自覚し、信頼関係を築くとともに相互に補完し、協力することをいう。 (4) 附属機関等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する審議会等及び市の政策立案、施策運営等について意見交換、提言等を行うため、要綱等により設置する懇談会等をいう。 (5) 市民活動 市民の自発的参加によって行われる不特定多数の者の利益その他地域社会の利益を追求する活動をいう。 (6) 実施機関 市長及び教育委員会をいう。
基本原則	(市民参加の推進に関する基本理念) 第3条 市民参加の推進は、市民のもつ豊かな社会経験と創造的な活動を通して、市と市民が協働して市民福祉の向上と将来のより良いまちづくりの実現を図ることを基本理念として行われるものとする。 2 市民参加は、地方自治の本旨に基づき適正に運営されなければならない。	(基本原則) 第3条 市の機関は、行政活動の効率性の確保に配慮しながら、行政活動への市民参加を図るための取組みを積極的に進めるものとする。 2 行政活動への市民参加は、行政活動を行うに当たり市の機関が負うべき義務と責任を軽減することにつながると解してはならない。	(基本原則) 第3条 市民参加の基本原則は、次のとおりとする。 (1) すべての市民が参加することができるものとする。 (2) 市民の自主性を尊重して行うものとする。 (3) 市民と市が対等の立場でお互いの役割を理解し、尊重しながら行うものとする。 (4) 市民と市との情報の共有により行うものとする。
市民・市の役割	(市長の責務) 第4条 市長は、市民自らがまちづくりについて考え、行動することができるよう市民参加の機会の提供に努めるとともに、市民参加を円滑に推進するための行政情報の公開に努めなければならない。		(市民の役割) 第4条 市民は、まちづくりにおける自らの立場を自覚し、積極的な市民参加に努めるものとする。 2 市民は、市民相互の自由な発言を尊重し、主体的かつ民主的な市民参加に努めるものとする。 3 市民は、市民活動の促進を図るとともに、市政に対する関心を自ら高めるよう努めるものとする。

	箕面市市民参加条例	石狩市市民の声を活かす条例 (正式名称：石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例)	西東京市市民参加条例
	(市民の責務) 第5条 市民は、市民参加によるまちづくりの推進について、自らの責任と役割を自覚し、積極的な参加に努めるものとする。		(市の役割) 第5条 市は、市民が自ら市政について考え行動することができるよう、市政に関する情報の公開に努めるものとする。 2 市は、市政運営における市民参加の機会を積極的に提供するとともに、市民の意向を的確に把握し、施策へ反映させるよう努めるものとする。 3 市は、施策の実施結果について、市民に対し、適切な方法により説明するよう努めるものとする。 4 市は、市民活動の促進を図るため、適正な支援を行うよう努めるものとする。 5 市は、市民参加の継続的な発展に向けて、創意工夫に努めるものとする。
市民参加手続の設定等		第2章 市民参加手続の実施による行政活動への市民参加の推進 第1節 通則 (市民参加手続の実施) 第5条 市の機関は、別表に定める行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加手続を行わなければならない。 2 緊急その他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、市民参加手続を行うことを要しない。この場合において、市の機関は、その理由がやんだ後速やかに、次の事項を公表するものとする。 (1) 市民参加手続を行うことができなかった行政活動の内容 (2) 市民参加手続を行うことができなかった理由 (3) 市民参加手続を行うことができなかった行政活動に関して市の機関が下した決定の内容及びその理由	第2章 市民参加の方法 第1節 市民参加手続の設定等 第6条 実施機関は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる計画、条例等の案の策定の過程(以下「政策形成過程」という。)において、次節から第7節までに定める市民参加の手続(以下「市民参加手続」という。)のうち1以上を設定し、実施することにより、市民の意見を市政に反映させるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 (1) 総合計画等の市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定 (2) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定 (3) 市の基本的な条例の制定改廃に係る案の策定 (4) 市民の生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定改廃に係る案の策定 (5) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃に係る案の策定 (6) 前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を経ることが必要と認められるもの 2 前項第3号から第5号までの規定にかかわらず、金銭徴収に関する条例又は関係法令の改正に伴う簡易なもの等政策的な判断を要しない条例については、市民参加手続を設定しない。 3 第1項の場合において、実施機関は、より多くの市民の意見を反映させる必要があると認めるときは、積極的に複数の市民参加手続を併用するよう努めるものとする。 4 実施機関は、第1項ただし書の規定により市民参加手続を設定しないときは、その理由を公表し市民の理解を得るよう努めるものとする。
	<p>別表(第5条関係)</p> <p>1 条例、規則等の規定のうち次に掲げる規定の制定又は改廃。ただし、常に市民参加手続を行うことが困難又は不相当であるものとして別に規則等で定める場合を除く。</p> <p>(1) 分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類する料金の額、市税の税率(国民健康保険税にあっては、課税要素の額の算定方法)及び介護保険料の料率並びにそれらの減免等について定める規定</p> <p>(2) 権利の制限又は義務の付加について定める規定</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上の見地から市民がその活動を行うに当たり遵守すべき事項、果たすべき役割等について定める規定</p> <p>(4) 公の施設の利用方法について定める規定</p> <p>(5) 市政に関する情報開示、説明等を請求する権利について定める規定</p> <p>2 市の計画(人事、財政及びもっぱら市の機関内部の事務処理に関する計画を除く。)の策定、改定(別に規則等で定める軽微なものを除く。)又は廃止</p> <p>3 公の施設の設計の概要の決定。ただし、常に市民参加手続を行うことが困難又は不相当であるものとして別に規則等で定める場合を除く。</p> <p>4 良好な環境の保全その他公益上の必要により行う行政指導の内容となるべき事項の決定又は改廃</p> <p>5 次のいずれかに該当する法人に対する出資について定める予算の立案</p> <p>(1) 市の出資の総額がその資本金、基本金等の総額の2分の1以上となることとなる法人</p> <p>(2) 市の出資の総額が別に規則で定める額を超えることとなる法人</p> <p>6 市の区域に適用される規制(市の条例、規則等に基づくものを除く。)の設定又は改廃に際し、市の機関が権原により行う意見の表明。ただし、市民が意見を述べる機会が別に設けられる場合を除く。</p> <p>7 その他市民の関心が高いこと、市民生活に大きな影響があること等の事情により市民参加手続を行う必要があると認められる行政活動</p> <p>備考1の項第1号中の「課税要素」とは、基礎課税額に係る所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額並びに介護納付金課税額に係る所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額をいう。</p>		

	箕面市市民参加条例	石狩市市民の声を活かす条例 (正式名称：石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例)	西東京市市民参加条例
		<p>(市民参加手続の内容及び時期)</p> <p>第6条 市民参加手続は、その対象となる行政活動の性質、影響等及びその行政活動に対する市民の関心に応じ、適切な内容で行われなければならない。</p> <p>2 市民参加手続は、その結果を市の機関の決定に活かすことができるように、適切な時期に行われなければならない。</p> <p>3 市の機関は、規則等により、前2項に掲げる原則に基づき市民参加手続の内容及び時期を定める上で考慮すべき事項について具体的に示す細目を定めるものとする。</p> <p>4 前項の規則等は、第28条の規定に基づき石狩市市民参加制度調査審議会の意見を聴き、かつ、パブリックコメント手続を行った上で定めるものとする。</p>	<p>第2節 附属機関等の設置、会議の公開及び構成員の市民公募 (附属機関等)</p> <p>第7条 実施機関は、専門的・技術的知識及び経験、学識経験等に基づく審議により答申、報告等を求める場合は、審議会等を設置する。</p> <p>2 実施機関は、個人の知識、経験に基づく自由な意見交換により、提言等の取りまとめを求める場合は、懇談会等を設置する。</p>
市民参加手続の設定等	<p>(会議公開の原則)</p> <p>第6条 市の執行機関に置く附属機関の会議は、規則で定める場合を除き、公開するよう努めなければならない。</p>	<p>(提出された意見等の取扱い)</p> <p>第7条 市の機関は、市民参加手続を経て提出された意見、情報等(以下「提出された意見等」という。)を総合的かつ多面的に検討しなければならない。</p> <p>2 市の機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに、次の事項を公表するものとする。ただし、その公表により石狩市情報公開条例(平成10年条例第26号)第8条第2項に定める不開示情報(以下「不開示情報」という。)が明らかになるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 提出された意見等の内容 (2) 提出された意見等の検討経過並びに検討結果及びその理由</p>	<p>(会議公開の原則)</p> <p>第8条 実施機関は、附属機関等の会議(以下「会議」という。)を公開しなければならない。ただし、西東京市情報公開条例(平成13年西東京市条例第12号)第7条各号に定める不開示情報を審議する場合及び附属機関等において公開することにより円滑な審議に支障が生ずると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 実施機関は、会議を非公開とする場合を除き、会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、会議を公開する場合は、会議に係る資料を傍聴者の閲覧に供する等、傍聴者が会議の内容について理解を深められるよう努めるものとする。</p>
	<p>(委員の市民公募)</p> <p>第7条 市の執行機関は、市民の資格において附属機関の委員を任命しようとする場合は、その全部又は一部の委員を公募により選考するよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の公募の方法については、別に定める。</p>	<p>(公表の方法等)</p> <p>第8条 この章の規定に基づいて市民参加手続に関する事項を公表するときは、次のすべての方法によるものとする。この場合において、第3号に規定する方法での公表については、やむを得ない理由があるときは、事後に行うことができる。</p> <p>(1) 市役所本庁舎及び担当窓口での供覧又は配布による必要事項の全部の公表 (2) 市内に設置する掲示板への掲示による必要事項の全部又は概要の公表 (3) 市広報紙への掲載による必要事項の全部又は概要の公表 (4) インターネットを利用した必要事項の全部又は概要の公表</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、その市民参加手続に関する事項を周知すべき者に対し、効果的かつ確実に必要事項を周知することができる方法が別にあると認められるときは、当該別の方法により周知すれば足りる。</p> <p>3 市の機関は、市民参加手続に関する事項を公表したときは、あわせて、報道機関への情報提供その他の適切な方法により、公表した事項を市民に周知するよう努めるものとする。</p>	<p>(会議録の作成及び公開)</p> <p>第9条 実施機関は、開催した会議については、会議録を作成しなければならない。</p> <p>2 会議録は、これを公開しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、会議録に西東京市情報公開条例第7条各号に定める不開示情報が記録されているときは、同条例の例により公開する。</p>

	箕面市市民参加条例	石狩市市民の声を活かす条例 (正式名称：石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例)	西東京市市民参加条例
		(市民参加手続の予定及び実施状況の公表) 第9条 市長は、毎年度、その年度における市民参加手続の実施予定及び前年度における市民参加手続の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。	(市民公募) 第10条 実施機関は、附属機関等を設置しようとする場合は、その設置趣旨及び審議内容に応じ、市民公募枠を確保するよう努めるものとする。
		(制度の調整) 第10条 この章に定めるところにより市民参加手続を行った場合に法令又は他の条例の規定に反することとなるときは、その反することとなる限りにおいて、この章の規定は、適用しない。	(附属機関等の構成員) 第11条 附属機関等の構成員については、男女の比率、他の附属機関等との重複等を考慮し、幅広い人材を登用するよう努めるものとする。
			(附属機関等の構成員等の公開) 第12条 市長は、附属機関等について構成員、選任区分等を毎年1回公開するものとする。
審議会		第2節 審議会等 (審議会等) 第11条 審議会等(附属機関及びそれに類する合議制の組織をいう。以下同じ。)に付議する方法により行う市民参加手続の進め方及びその審議会等の構成については、前節及びこの節に定めるところによる。	
		(構成員) 第12条 審議会等の構成員には、正当な理由がある場合を除き、公募により選考された者を加えるものとする。この場合における公募及び選考の方法は、市の機関がその都度適切に定めるものとする。 2 前項に定めるもののほか、市の機関は、審議会等の構成員の選考に当たっては、その男女比に配慮する等の措置を講じることにより、審議会等における審議に市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。 3 市の機関は、毎年度、審議会等ごとに次の事項を公表するものとする。 (1) 構成員の氏名、選任の区分及び肩書 (2) 公募により選考された構成員がいない場合は、その理由	
		(会議の公開等) 第13条 審議会等の会議は、不開示情報が明らかになることその他の正当な理由がある場合を除き、公開する。 2 市の機関は、前項の原則に基づき、審議会等の会議の運営方法を定める条例、規則等の中で、その審議会等の会議を公開するかどうかの区分を定めるものとする。 3 市の機関は、審議会等の会議を傍聴しようとする者に対し、適切な利便を提供するよう努めるものとする。	



	箕面市市民参加条例	石狩市市民の声を活かす条例 (正式名称：石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例)	西東京市市民参加条例
		<p>(諮問事案等の公表)</p> <p>第14条 市の機関は、審議会等にその意見の提出を求めるときは、原則としてその都度、その旨及び意見の提出を求める事案の内容を公表するものとする。</p> <p>2 市の機関は、審議会等の会議の予定を公表するものとする。ただし、会議を公開しないとき及び緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。</p> <p>3 市の機関は、審議会等の検討の経過及びその結果を、必要に応じて公表するよう努めるものとする。</p> <p>(議事録の作成)</p> <p>第15条 市の機関は、審議会等の会議が開催されたときは、次の事項を明らかにした議事録を作成するものとする。</p> <p>(1) 会議の日時、場所、出席者氏名及び傍聴者数 (2) 会議の議題 (3) 会議での検討に使用した資料等の内容 (4) 会議における発言の内容又は議事の経過 (5) 会議の結論 (6) その他必要な事項</p>	
市民意見提出手続制度・パブリックコメント		<p>第3節 パブリックコメント手続等 (パブリックコメント手続等)</p> <p>第16条 パブリックコメント手続その他の書面等による意見を広く募集する方法により行う市民参加手続の進め方については、第1節及びこの節に定めるところによる。</p> <p>(意見の提出方法等)</p> <p>第17条 パブリックコメント手続における意見の提出方法は、その記録性を確保できる範囲で、可能な限り多様な方法を認めるものとする。</p> <p>2 パブリックコメント手続における意見の提出期間は、1月以上とする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見の提出期間を1月未満とすることができる。</p> <p>(公表事項)</p> <p>第18条 市の機関は、パブリックコメント手続を行うときは、次の事項を公表するものとする。</p> <p>(1) 対象とする事案の内容 (2) 対象とする事案の処理方針についての原案及び関連事項 (3) 意見の提出先、提出方法及び提出期限 (4) 意見を提出することができる者の範囲 (5) 第7条第2項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期 (6) その他必要な事項</p>	<p>第3節 市民意見提出手続制度 (市民意見提出手続の実施)</p> <p>第13条 実施機関は、市民の多様な意見、情報、知識等(以下「意見等」という。)を幅広く収集する必要がある場合は、次条から第16条までに定める手続(以下「市民意見提出手続」という。)を実施する。</p> <p>(実施の公表)</p> <p>第14条 実施機関は、市民意見提出手続を実施しようとするときは、あらかじめ規則で定める事項を公表しなければならない。</p> <p>(意見等の提出方法等)</p> <p>第15条 実施機関は、市民の意見等を募集するときは、郵便、ファクシミリ、電子メール等の方法によるものとする。</p> <p>2 市民意見提出手続を実施した場合の意見等の提出期間は、1月以上とし、意見等の提出を求める事案の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない理由により1月の期間を確保できない場合は、この限りでない。</p> <p>3 意見等を提出する市民は、原則として住所、氏名等を明らかにしなければならない。</p>

	箕面市市民参加条例	石狩市市民の声を活かす条例 (正式名称：石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例)	西東京市市民参加条例
		(準用) 第19条 市の機関が、その原案作成前の行政活動について、書面等による意見を広く募集する方法により市民参加手続を行うときの手続は、前2条(前条第2号に掲げる事項の公表を除く。)の規定を準用する。	(検討結果の公開) 第16条 実施機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公開するものとする。 (1) 提出された意見等の内容 (2) 提出された意見等の検討結果及びその理由
市民説明会			第4節 市民説明会 (市民説明会の開催) 第17条 実施機関は、課題、問題点等の説明を通して、複数の市民の意見等を収集する必要がある場合は、市民と市及び市民同士の自由な意見交換を目的とする集まり(以下「市民説明会」という。)を開催する。  (開催日時等の事前公表) 第18条 実施機関は、市民説明会の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。  (資料の充実) 第19条 実施機関は、市民説明会を開催する場合は、説明に係る資料の充実を図る等参加者の理解を深められるよう、努めるものとする。  (開催記録の作成及び公開) 第20条 実施機関は、市民説明会を開催したときは、規則で定めるところにより開催記録を作成し、公開しなければならない。
公聴会		第4節 公聴会 (公聴会) 第20条 公聴会を開催する方法により行う市民参加手続の進め方については、第1節及びこの節に定めるところによる。  (公聴会開催の公表) 第21条 市の機関は、公聴会を開催するときは、第4号に掲げる意見の提出期限の1月前までに、次の事項を公表するものとする。 (1) 公聴会の開催日時及び開催場所 (2) 対象とする事案の内容 (3) 対象とする事案の処理方針についての原案を作成したときは、その内容及び関連事項 (4) 公述人となることができる者の範囲及び意見の提出期限 (5) 第7条第2項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期 (6) その他必要な事項 2 市の機関は、その提出期限までに意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を公表する。	

	箕面市市民参加条例	石狩市市民の声を活かす条例 (正式名称：石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例)	西東京市市民参加条例
		<p>(公聴会の運営)</p> <p>第22条 公聴会は、市の機関の長が指名する者が議長となり、主宰する。</p> <p>2 公聴会の参加者は、公聴会の円滑な進行を図るために議長が発する指示に従わなければならない。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、公聴会の運営に関する事項は、市の機関が規則等で定める。</p> <p>(調書の作成等)</p> <p>第23条 議長は、公聴会を開催した都度、次の事項を記録した調書を作成し、市の機関の長に提出するものとする。</p> <p>(1) 公聴会の開催日時及び開催場所</p> <p>(2) 公述人その他の参加者の氏名及び傍聴者数</p> <p>(3) 対象とした事案の内容</p> <p>(4) 公聴会で配布された資料等の内容</p> <p>(5) 公述人の発言の内容及び質疑の内容</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>2 市の機関は、公聴会が終了したときは、必要に応じ、前項の規定により提出された調書を公表するよう努めるものとする。</p>	
市民ワークショップ			<p>第5節 市民ワークショップ (市民ワークショップの開催)</p> <p>第21条 実施機関は、課題、問題点等の抽出と選択を通して、複数の市民との一定の合意形成を図る必要がある場合は、市民と市及び市民同士の自由な議論により市民意見の方向性を見出すことを目的とする集まり(以下「市民ワークショップ」という。)を開催する。</p> <p>第22条 第18条から第20条までの規定は、前条の場合において準用する。</p>
市民投票	<p>(市民投票の実施)</p> <p>第8条 市長は、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。</p> <p>2 前項の市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方式、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。</p>		<p>第6節 市民投票 (市民投票の実施)</p> <p>第23条 市長は、特に重要な政策で市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。</p> <p>2 前項の場合において、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。</p>
その他の市民参加手続		<p>第5節 その他の市民参加手続 (その他の市民参加手続)</p> <p>第24条 前3節に定める方法以外の方法により行う市民参加手続(以下「その他の市民参加手続」という。)の進め方については、第1節及びこの節に定めるところによる。</p>	<p>第7節 その他の手続 (その他の市民参加手続の設定)</p> <p>第24条 実施機関は、第2節から前節までに定めるもののほか、より効果的と認められる市民参加手続がある場合は、これを積極的に用いるよう努めるものとする。</p>

	箕面市市民参加条例	石狩市市民の声を活かす条例 (正式名称：石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例)	西東京市市民参加条例
		<p>(その他の市民参加手続実施の公表)</p> <p>第25条 市の機関は、その他の市民参加手続を行うときは、次の事項を公表するものとする。</p> <p>(1) 対象とする事案の内容</p> <p>(2) その他の市民参加手続の内容</p> <p>(3) 日時及び場所を定めてその他の市民参加手続を行うときは、その日時及び場所</p> <p>(4) 対象とする事案の処理方針についての原案を作成したときは、その内容及び関連事項</p> <p>(5) その他の市民参加手続に参加することができる者の範囲</p> <p>(6) 第7条第2項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期</p> <p>(7) その他必要な事項</p> <p>2 前項の規定による公表は、緊急その他特別の理由があるときを除き、その他の市民参加手続を行う期日の1月前までに行うものとする。</p> <p>第3章 市民参加手続の実施以外の方法による行政活動への市民参加の推進 (市民意見の積極的な把握)</p> <p>第26条 市の機関は、市民を対象とした継続的な意識調査を実施すること、市民と市職員との対話の機会を設けることその他適切な方法により、行政活動に関する市民の意見を積極的に把握するよう努めるものとする。</p> <p>(市民が自発的に提出した意見の取扱い)</p> <p>第27条 市の機関は、市民参加手続を経ずに提出された市民からの提案、要望、苦情等についても、その趣旨及び内容がこの条例の目的に合致すると認められるものについては、第7条の例により検討し、その結果等を公表するよう努めるものとする。</p>	
市民参加事業・条例等制度の見直し		<p>(制度の改善)</p> <p>第4条 市は、この条例に定める行政活動への市民参加を推進するための制度が市民の考え方を適切に反映したものとなるよう、必要に応じ、随時その見直しを行うものとする。</p>	<p>第3章 市民参加事業の見直し (見直し段階における市民参加手続)</p> <p>第25条 実施機関は、政策形成過程において市民参加手続を実施したものについては、見直し段階においても市民参加手続を実施し、その結果を公表するものとする。ただし、第6条第1項ただし書に規定する場合は、この限りでない。</p>

箕面市市民参加条例	石狩市市民の声を活かす条例 (正式名称：石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例)	西東京市市民参加条例
	<p>第4章 市民参加制度調査審議会 (設置) 第28条 次に掲げる事項について市の機関の諮問に応じ、又は市の機関に建議するため、石狩市市民参加制度調査審議会(以下「調査審議会」という。)を置く。 (1) この条例の改正又は廃止に関する事項 (2) この条例に基づく規則等の制定、改正又は廃止に関する事項 (3) 市民参加手続の実施及び運用の状況の評価に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項</p>	<p>第4章 条例の見直し (この条例の見直し) 第26条 市は、この条例の趣旨及び目的に照らし、この条例が市にふさわしいものであるかどうかを継続的に検証し、必要があると認められる場合は見直しを行う等の措置を講ずるものとする。</p>
	<p>(委員) 第29条 調査審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内で組織する。 (1) 学識経験者 (2) 市内において活動する団体が推薦する者 (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって市長が行う公募に応じたもの (4) 市職員 2 委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の4割を下回らないようにするものとする。 3 市長は、第1項第3号に掲げる委員の数が5人を下回らないこととなるよう努めるものとする。 4 市職員である委員の数は、2人を超えることはできない。</p>	
	<p>(任期) 第30条 調査審議会の委員(市職員である委員を除く。)の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、2期を超えて連続して再任されることはできない。</p>	
	<p>(会長及び副会長) 第31条 調査審議会に会長及び副会長各1人を置く。 2 会長及び副会長は、市職員である委員を除く委員のうちから、委員の互選により定める。 3 会長は、調査審議会を代表し、調査審議会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p>	

	箕面市市民参加条例	石狩市市民の声を活かす条例 (正式名称：石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例)	西東京市市民参加条例
		<p>(会議) 第32条 会議は、会長が招集する。 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するものとする。 4 会長は、必要に応じ、会議に参考人の出席を求めることができる。 5 会議は、公開する。</p> <p>(庶務) 第33条 調査審議会の庶務は、企画財政部において処理する。</p> <p>(委任) 第34条 この章に定めるもののほか調査審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。</p>	
雑則・委任	(委任) 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。		第5章 雑則 (委任) 第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附則	附 則 この条例は、平成9年4月1日から施行する。	附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際既に着手され、又は着手のための準備が進められている行政活動であって、時間的な制約その他の理由により第2章に定めるところにより市民参加手続を行うことが困難と認められるものについては、同章の規定は、適用しない。 (石狩市情報公開条例の一部改正) 3 石狩市情報公開条例の一部を次のように改正する。 第20条中「実施機関は」の次に「、別に条例で定めるところにより」を加える。	附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際、既に案の策定に着手している計画、条例等であって、第2章に定める市民参加手続を行うことが困難と認められるものについては、同章の規定を適用しない。

# 「建設事業コストの縮減行動計画」の策定について

財政健全化推進チーム 民間活用（PFI）・コスト縮減検討部会

## 1. 策定が必要と考えた背景

近年、地方自治を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、市民の行政需要は複雑・多様化するとともに増加傾向にある。一方、長引く経済の低迷から、市税収入が減少し、国庫支出金や地方交付税の見直しが行われており、地方財政の悪化は避けられない状況にある。また、地方分権化に伴い地方自治運営を担う自治体の役割が一層増大化して、地域・社会の状況に応じた主体的、かつ、柔軟な都市経営が求められている。

国においては「行政コスト縮減に関する取組方針」が平成11年4月27日に閣議決定されており、公共工事のコスト縮減についても、取組方針の一環のものとして位置付けられているところであり、政府の「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」（平成12年9月策定）を踏まえ、運輸省、建設省及び北海道開発庁において策定した行動計画を統合し、平成13年3月に国土交通省として「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」を新たに策定した。

本市においては、平成8年度に「行政改革大綱」を策定し、継続的に改革に取り組んできており、平成13年度には、「地方分権時代における行政改革の推進方策」を定め、地方分権型行政システムの構築を目指し多様な視点から改革を進めてきた。しかし、地方自治を取り巻く行財政環境が急激に変化していく中で、市民の視点に立って、さらなる効率的で効果的な行財政運営を図る必要があることから、公共工事においてもコスト意識に基づいた民間経営の改革手法や発想などを取り入れながら、コストの縮減を図っていくことが求められている。

社会資本の整備である公共工事は、今後とも計画的かつ着実に進めていくことが必要であり「より良いものをより安く」提供するという観点から実施することが求められている。これまでも本市では、限られた財源を有効に活用し効率的な公共事業を執行するため、設計・発注・施工の各段階で庁内の連携や公共工事担当部署等における創意工夫に努めているところであるが、これからもより一層の強化を図る必要がある。よって、組織としての取り組みの定着に向け、公共工事等のコスト縮減に関する行動計画を策定し、設計・積算のルール化・マニュアル化を進め、あらためて職員一人一人のコスト意識の向上を図っていくことが必要である。

本市のこれまでのコスト縮減対策例

上、下水道と道路改良の合併施工 建築工事における外断熱工法の採用

アスファルト、骨材、伐木（ウッドチップ）の再生利用 建設残土の有効利用

## 2. 策定に向けた検討における基本事項

当部会で素案（たたき台）を作成する。

当計画については、国土交通省の行動指針を基に先進地の計画を参考にして本市に適した内容で検討していく。なお、本市の行動計画は主たる対象は公共工事であるが、業務委託も含め建設事業全般にわたり検討すべきと考え、「北広島市建設事業コストの縮減行動計画」とする。

当計画の骨子は基本的に以下のとおりが望ましい。

### （仮称）「北広島市建設事業コストの縮減行動計画」

#### 第1. 基本的考え方

1. 行動計画策定の背景と目的
2. 行動計画の考え方
3. 職員の意識改革
4. 行動計画の対象
5. 実施期間
6. 数値目標
7. フォローアップ

#### 第2. 具体的措置

1. 具体的施策の実施にあたっての基本的な視点及び留意点
2. 具体的施策（国、その他自治体を参考に本市としては5分野25施策を基本）  
（ 施策の一つとして、技術基準と積算基準の見直し等の項目を入れる）

## 3.（仮称）「北広島市建設事業コスト縮減推進本部」について

行動計画を推進あるいはフォローアップしていく組織として（仮称）「北広島市建設事業コスト縮減推進本部」を設置すべきであり、その構成等基本的な考え方を当部会で検討し本部設置要綱（案）を作成する。

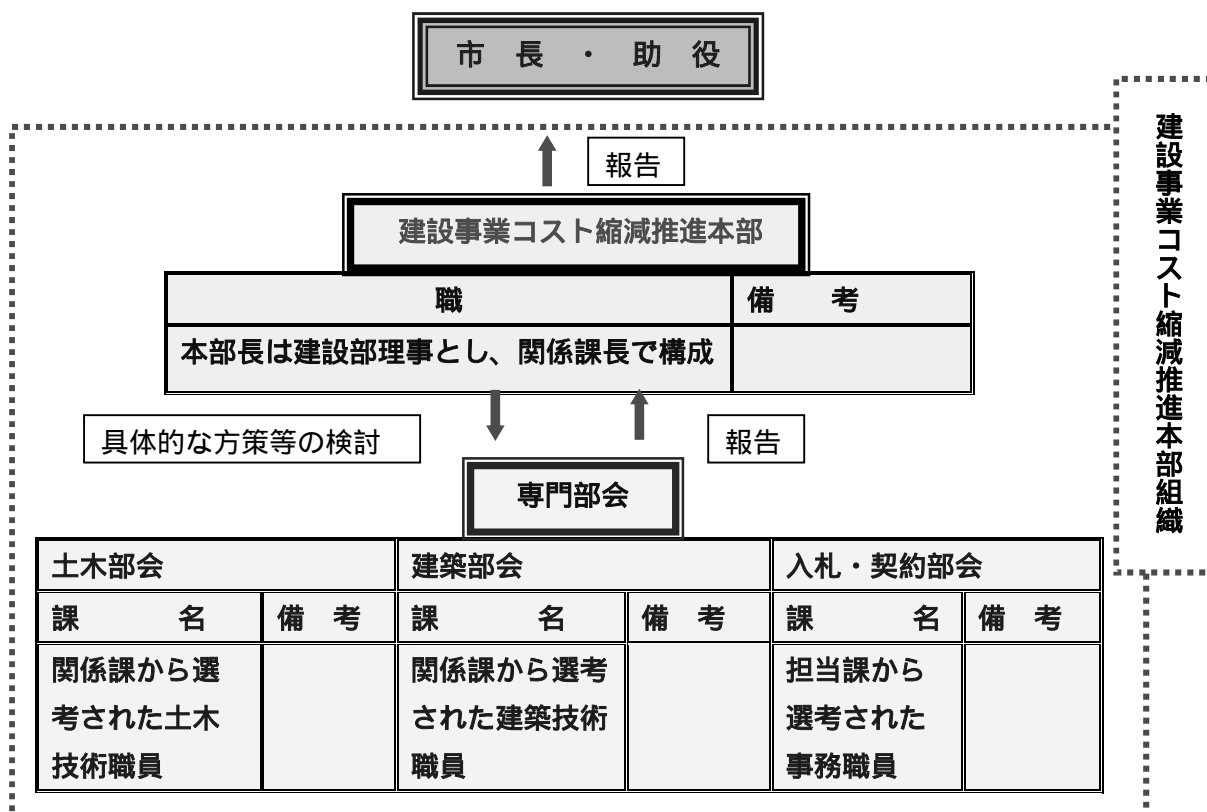
本部には下部組織とし専門部会を位置づけ、専門部会は土木技術職員の部会、建築技術職員の部会、入札・契約担当の部会の3部門で構成し、縮減の具体的施策等を検討すべきである。

専門部会員は各分野において実務に精通した職員を本部が選考し指名すべきである。

専門部会の作業の内、特に積算基準の見直しは重要な項目であり、相応の時間を要することから、1年間を目処に検討し（仮称）「北広島市工事費積算に関する運用基準」等（入札・契約の運用基準も含む）を策定することが望ましい。また、策定段階において特に必要があれば先進地の事例等の研修も考慮すべきである。



推進本部のスキーム（例）（組織体制については、極力スリムな体制が望ましい）



#### 4. 検討結果

我が国全体が景気低迷する中、国を初めとして地方自治体も財政難に落ち込み、本腰を入れて財政・構造改革の推進を検討しなければならない時代になっている。そのような状況下で、国からも取組むよう要請されている「公共工事コストの縮減行動計画」については多くの都道府県や市町村でその策定が進められてきている。

本市においても、平成15年6月に「行財政構造改革の推進方針」を示し、その重点項目の一つである効率的な行財政運営の推進を図る上で建設事業コストの縮減は重要な課題である。これまでも建設事業の計画、設計、積算にあたってはコストの縮減に努力を続けてきたところであるが、今後はその推進、検証、評価などを組織的かつ持続的に行うことが必要である。そのため、担当職員のより一層の創意工夫、コスト意識の向上を盛込んだ本市独自の行動計画を今機会に策定することが重要である。

当部会では、平成15年度から「公共工事コストの縮減行動計画」に関する資料の収集と行動計画の骨格の検討、行動計画をフォローアップしていく組織の検討などを行ってきたが、本市としては建設事業全般に関してコストの縮減を目指すべきとし、建設事業コストの縮減行動計画について素案としてまとめた。しかし、行動計画とし

て推進していく具体的な施策については専門的分野に踏み込むことから、現状において担当することが妥当であろう部局に引継ぎ、細部について検討し行動計画を策定した上で、業務の中で生かしていくことが望ましい。

よって、建設事業の設計、積算、施工に関して審査、指導、助言及び検査の業務を担当している建設部理事、建設部参事（審査・検査担当）と、入札、発注業務を担当している契約課が中心的役割を果たし、具体的施策と実践を盛り込んだ行動計画の策定を進めることが最良であり、特に、建設事業に携る機会の多い技術系職員のコスト意識をより向上させ、審査・指導・助言に当たったの指標となるような行動計画の策定が求められる。

当面の作業としては、まず前述した担当部局で構成される（仮称）「北広島市建設事業コスト縮減推進本部」を立ち上げ、具体的な施策内容や積算基準のルール化、マニュアル化、入札の合理化など建設事業に関わる各段階でのコスト縮減の検討を行うことが望ましい。なお、行動計画および具体的施策の実施による目標値の設定や縮減額・縮減率等の表し方については、本部において更に検討が必要である。

当部会において検討した以下の成果等を添付する。

- ・ 「北広島市建設事業コストの縮減行動計画」（素案）
- ・ 「北広島市建設事業コスト縮減推進本部設置要綱」（案）

2004年(平成16年) 月  
北広島市

# 北広島市建設事業コストの縮減行動計画 (素案)

## 目 次

### 第1．基本的考え方

- 1．行動計画策定の背景と目的
- 2．行動計画の考え方
- 3．職員の意識改革
- 4．行動計画の対象
- 5．実施期間
- 6．数値目標
- 7．フォローアップ

### 第2．具体的措置

- 1．具体的施策の実施にあたっての基本的な視点及び留意点
- 2．具体的施策

# 第1．基本的考え方

## 1．行動計画策定の背景と目的

近年、地方自治を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、市民の行政需要は複雑・多様化するとともに増加の一途をたどっております。一方、長引く経済の低迷から、市税収入が減少し、国庫支出金や地方交付税の見直しが行われており、地方財政の悪化は避けられない状況にあります。また、地方分権化に伴い地方自治運営を担う自治体の役割が一層増大化して、地域・社会の状況に応じた主体的、かつ、柔軟な都市経営が求められております。

本市においては、平成8年度に「行政改革大綱」を策定し、これまで多様な視点から改革を進めてきたところであります。しかしながら、地方自治を取り巻く行財政環境が急激に変化していく中で、市民の視点に立った効率的で効果的な行財政運営が求められることから、建設事業においてもコスト意識に基づいた更なる改革・改善が必要であります。

社会資本は、安全で豊かな生活の実現や活力ある経済発展に不可欠な基盤であり、その整備を計画的かつ着実に進めていくことが必要であります。厳しい財政事情の下、効率的な建設事業の執行を行うために、そのコストの縮減に関する行動計画を策定し、設計・発注・施工の各段階で、より一層の庁内の連携や建設事業担当部署等における創意工夫の強化を図り、組織としての取り組み、職員のコスト意識の向上とともに各種の具体的な施策を実施しながら総合的なコスト縮減を目指すものであります。

## 2．行動計画の考え方

行動計画では「より良くより安く」社会資本を整備するため、直接的な工事等のコスト縮減に加え、時間的コストの縮減、施設の品質向上によるライフサイクルコストの縮減、社会的コストの縮減、効率性向上による長期的コストの縮減を基本視点として、建設事業の総合的なコスト縮減を目指します。社会的コストやライフサイクルコストの縮減の要素としている工事の際の低公害機械の使用、施設の省資源、省エネルギー化、副産物のリサイクルなどは、環境に対する負荷の軽減の観点からも積極的に推進します。

なお、本行動計画は、本市として取り組みが可能な施策と国・北海道の動向を踏まえて対処する項目を区分し実施します。

### 3．職員の意識改革

建設技術者は、最新の技術動向、先進的工法、社会動向について、あらゆる場面を利用して積極的に技術力を磨き、向上を目指すことが求められています。

また、設計場面や、工費積算場面などにおいて、市民に対する責任を果たすためにも、自分のお金で作る場合はどうするかということを決えず念頭に置き、設計を始めることが極めて重要です。

このように、建設事業コストの縮減対策を進める上で最も重要な点は、職員のコスト意識の改革、定着、共有であり、これを実現していくためには、職員一人一人の意識高揚が必要なことは当然のことながら、設計作業の流れの上で、必ずコスト意識を想起させるシステムづくりも重要であります。このような観点から、行動計画においては、次のような方法を意識改革のための具体的方策として位置づけ、関係職員全員に周知徹底を図っていくものとします。

- ( 1 ) 大型工事などは、設計適正化会議を設置し、設計の初期段階において組織全体による意見交換を行い、幅広い見地からの検討及び問題意識の共有を図る。
- ( 2 ) 企画設計段階において、建設費、運営費、解体費などのコストについても十分な検討を行い、ライフサイクルコストの低減を図る意識を浸透させる。
- ( 3 ) 既存の公共施設ストックについても、順次可能なものから保全計画の策定に取り組み、コスト縮減につながる適正な維持管理意識の高揚を図る。
- ( 4 ) 設計施工マニュアル等を積極的に作成し、いつでも、どこでも、誰でも同じ視点を持って迅速かつ効率的に事務を遂行できる体制づくりに努める。
- ( 5 ) 様々な機会を通じて研修に取り組み、個々の意識改革を図ると同時に、意識と情報の共有を図り、コスト縮減対策の底辺を強固なものとしていく。
- ( 6 ) 工事契約締結後に公表用積算内訳書の作成を行い、市民への公開を検討する。

## 4．行動計画の対象

行動計画は、基本的には、本市が発注する建設事業（工事及び委託業務）に関するコストを対象とし、用地取得に係るコストは対象としないものとします。

しかし、建設事業の効率的な執行を支えるためには、公共用地を安定的に確保することが不可欠であり、今後とも、迅速で適正な価格による取得に努めるものとします。

## 5．実施期間

本市の行動計画の実施期間は、5年間とします。

## 6．数値目標

本行動計画では、数値目標を設定してコスト縮減を目指すことが可能な施策や必ずしも縮減率（ $\text{縮減率} = \text{縮減額} / \text{設計額} + \text{縮減額}$ ）で表せない施策など、幅広いコスト縮減対策に取り組んでいく観点から、数値目標については次のように取り扱うこととします。

- （1）縮減率については、行動計画実施前の年度の設計を基準として毎年算出することとし、前年度に達成された縮減率を上回ることを目標とする。
- （2）縮減率で表せない施策については目標を設定しないが、一定の指標により、縮減の規模及び内容を集計する。

## 7．フォローアップ

### （1）実施方法

本行動計画の実施状況は、『北広島市建設事業コスト縮減推進本部』において定期的にフォローアップを行います。

## (2) 実施内容

フォローアップにあたっては、本行動計画に示した各施策について、その実施状況を検証し、それらによる縮減実績について評価を行います。ただし、縮減効果として金額や率の数値化が困難とされる施策については、実施した工事件数など施策の特性に応じた指標等で計測します。

## (3) 行動計画の見直し

本行動計画の策定後も、引き続きコスト縮減のための新たな課題及び施策を抽出し、実施に移していきます。また、フォローアップの結果を踏まえ、必要に応じて計画の内容の見直しを行います。

# 第2．具体的措置

## 1．具体的施策の実施にあたっての基本的な視点及び留意点

### (1) 総合的なコスト縮減の必要性

本行動計画においては、工事等のコスト縮減の他、時間的コストの縮減、施設の品質の向上によるライフサイクルコストの縮減、社会的コスト縮減及び効率性向上による長期的コストの縮減を基本的な視点として、建設事業に関する様々な要素について各種の施策を実施し、これらの施策効果により総合的なコスト縮減を目指します。

### (2) 実効性の確保

本行動計画の実効性を確保するため、関係部課長及び各部会長は責任をもって職員を指導するとともに、職員一丸となってコスト縮減対策に取り組むものとし、

なお、各担当者は本行動計画の趣旨及び具体策を十分理解し、公共工事や業務の発注・実施にあたってはその内容を具現化するものとし、また、本行動計画に表されていないコスト縮減対策等についても常に主体性を持って積極的に取り組むものとし、受注者（工事施工者・コンサルタント）に対しても本

行動計画の趣旨・具体策を正確に伝え、積極的な対応を求めるとともに、成果品に十分反映された形で受納するものとします。

### ( 3 ) 機能・品質の確保

建設事業のコスト縮減については、社会資本が本来備えるべき共用性、利便性、公平性、安全性、耐久性、環境保全、省資源、美観、文化性等の所要の基本性能・品質を満足させた上で、総合的なコスト縮減を目指すものです。

### ( 4 ) 不当なしわ寄せの防止

具体的な施策によるコスト縮減の裏付けなしに工事価格のみを下げることによって、下請企業、資機材供給者、労働者等一部の関係者が、不当なしわ寄せを被るような状態を生起させてはなりません。

### ( 5 ) 不正行為の防止

建設事業の実施に当たっては、入札談合等の不正行為を防止し、公正な競争を確保することが不可欠であります。このため、本市においても、透明性・客観性及び競争性をより高めるための入札・契約制度の改革を実施しております。引き続きその推進を図るとともに、技術力による競争を一層促進する入札・契約方式の検討を進めます。また、この改革と合わせて、不正行為を行った事業者に対してのペナルティー強化などにより入札談合等の不正行為の根絶に努め、適正なコスト形成に資するものとします。

## 2 . 具体的施策

行動計画においては、以下の5分野について25項目の施策を平成\_\_\_\_年度までに実施します。これらの施策には、本市自らが取り組む施策のほか国等の動向を踏まえて対処する項目も盛り込んでおります。また、分野別の視点に立つことで重複する項目もあります。

なお、行動計画策定後も、社会経済情勢の変動に的確に対処しつつ引き続き新たにコスト縮減に資する事項の調査等を進め、必要に応じて実施すべき施策として位置づけていくものとします。

また、コスト縮減効果については、当該施策の特性に応じ、できる限りわかりやすい指標により計測するよう努めます。



## **(1) 工事等のコスト縮減**

工事等の計画・設計等の見直し、発注の効率化、構成要素のコスト縮減、実施段階での合理化、規制改革等のための具体的施策を継続・充実して実施することにより、コストを縮減します。

これらの施策の実施によるコスト縮減効果については、施策適用前後の比較設計による縮減額の積み上げや建設物価の実質変動率により算定します。

### **1) 計画・設計等の見直し**

#### **施策番号(1) 計画手法の見直し**

工事の実施にあたって、品質・機能を確保した上で、必要以上に過度なものとなっていないか、適切なサービス水準になっているかなどの観点から見直しを行い、必要な施策を実施します。

#### **施策番号(2) 技術基準と積算基準の見直し**

国・北海道の技術基準等の改訂に伴う見直しを行い、さらに工事等の積算基準の運用も地域の特性や設計構成の実態による見直しを行います。また、民間工事实績を調査し、積算価格と市場価格との比較により、積算価格の補正を行うことも検討します。

#### **施策番号(3) 設計方法の見直し**

コスト縮減の観点から、最適な設計とするため、設計の初期段階において構造形式や施工方法等を組織内で多角的に検討する体制の定着を図り、必要に応じて見直しを行います。

#### **施策番号(4) 技術開発の推進**

民間で開発された新技術の活用や、新材料の情報収集を積極的に行い、新技術の活用によるコスト縮減を図ります。

#### **施策番号(5) 積算の合理化**

積算の合理化を図るため、積算に必要な数量データや図面の電子化を進めるほか、土木積算システムの効率的な活用と、設計の簡素化に努めます。

## 2) 発注の効率化等

### 施策番号(6) 工事の平準化

今後とも、計画的かつ迅速な発注、適切な工期の設定等により、工事の平準化を引き続き積極的に推進します。

### 施策番号(7) 適切な発注ロットの設定

中小建設業者の受注機会の確保を図りつつ、適切な発注ロットの設定を行います。

### 施策番号(8) 入札・契約制度の検討

入札・契約の透明性、公平性、競争性をより一層高めるため、技術提案を受け付けるなどの新しい入札・契約方式を適用する工事の拡大を図ります。設計面では、プロポーザル方式の適用も検討していきます。

### 施策番号(9) 諸手続の電子化等

調査・計画・設計・積算・施工・管理に関する工事関係文書等の標準化、電子化を検討し、合理化に努めます。

## 3) 工事実施段階での合理化等

### 施策番号(10) 労働安全対策

計画・設計段階での安全審査、現場における安全対策の推進を図ります。

### 施策番号(11) 交通安全対策

路上工事の事故防止に努め、効率的な工事の実施を図ります。

### 施策番号(12) 環境対策

建設機械の排ガス騒音等の環境対策にあたり、低公害型の機種を採用を図ります。

### 施策番号(13) 建設副産物対策

建設副産物の発生抑制技術や再生利用技術の活用、情報交換の推進を図り、引き続きリサイクル率の向上とコスト縮減に努めます。

#### 施策番号（14）建設機械の有効利用

品質・性能等に係る技術開発を受けて建設機械の有効利用を図り、効率的な安全・環境対策の実施に努めます。

#### 施策番号（15）埋蔵文化財調査

工事の実施に伴う埋蔵文化財調査を円滑に実施するため、工事担当課と文化財保護担当課との円滑な連絡調整の強化に努めます。

### 4）主に国・北海道の動向を見ながら検討する項目（工事構成要素のコスト縮減）

ア．資材の生産・流通の合理化、効率化： 資材の効率的な調達についての検討

イ．資材調達の諸環境の整備： 品質を確保し、海外資材の活用促進と資材の規格・仕様の標準化の推進

ウ．優良な労働力の確保： 年間を通じた業務量の平準化、高齢化対策、若年労働力の確保、労働環境の改善等による優れた建設技能者の安定的確保

エ．消防基準、建築基準等： 法改正を踏まえた建築工事にかかる技術基準の見直し

### （2）時間的コストの縮減＜施策番号（16）＞

個々の工事の効率的な実施は、早期の便益発現や事業資金の金利負担の低減などの時間的コスト縮減の効果をもたらすため、工事における事業箇所集中化、新技術の活用による工事期間短縮などにより時間的効率性の向上を図ります。

### （3）ライフサイクルコストの縮減

工事によって整備される施設は、「より良いものをより安く」という観点から整備していく必要があることは言うまでもなく、より耐用年数の長い施設、省資源・省エネルギーに資する施設、環境と調和する施設等の整備を推進するなど、施設の品質の向上を図ることにより、ライフサイクルを通じてのコストの縮減や環境に対する負荷の低減を図ります。

#### **施策番号（17）施設の耐久性の向上（長寿命化）**

ライフサイクルコストを通じてのコスト縮減の観点から、施設の長寿命化を図ります。

#### **施策番号（18）施設の省資源・省エネルギー化（運用、維持管理費の縮減）**

ライフサイクルコストを通じてのコスト縮減の観点から、施設の省資源・省エネルギー化を図ります。

#### **施策番号（19）環境と調和した施設への転換**

環境に係るコスト等の縮減の観点から、環境と調和した施設、バリアフリー化した施設への転換に努めます。

### **（4）社会的コストの縮減**

工事においては、先導的に建設副産物対策や環境対策、安全対策を実施していくことが求められています。これらの施策の中には、直接的な工事コスト縮減にはつながらないものもありますが、社会的なコスト縮減の観点で重要な施策であり、今後とも積極的に対応していくことが必要であります。以上のことから、建設副産物対策の推進や環境対策による環境負荷の低減、工事中の交通渋滞緩和、工事中の事故の減少などを通して社会的なコストの縮減を図ります。

#### **施策番号（20）工事におけるリサイクルの推進**

建設副産物等のリサイクルを進めることにより、資源の有効利用や環境負荷量の低減を図り、社会的コストを縮減します。

#### **施策番号（21）工事における環境改善**

工事における環境改善策により環境負荷の低減を図り、社会的コストを縮減します。

#### **施策番号（22）工事中の交通渋滞緩和対策**

道路上での交通渋滞を緩和するよう工事を工夫し、社会的コストを縮減します。

#### **施策番号（23）工事中の安全対策**

工事において、安全性の水準を改善し、事故防止に努め、人的な損失を減じ社会的コストを縮減します。

### **(5) 効率性向上による長期的コストの縮減**

民間企業の有する技術力を公共工事において積極的に活用することにより、工事の効率性が高められるとともに、建設業の生産性向上を促し、長期的なコスト縮減が期待できます。具体的には、各種の規制改革等を通じた効率性の向上、個々の工事における新技術の活用、情報の電子化や電子交換等の実施、建設業における情報通信技術（IT）の利用拡大、入札・契約制度の的確な運用等を通じた不良・不適格業者の排除等を通じて、長期的なコスト縮減を図ります。

#### **施策番号（24）情報の電子化**

工事等の情報や手続の効率化を図るとともに、建設業における情報通信技術（IT）の利用を拡大し、長期的にコスト縮減を図ります。

#### **施策番号（25）工事における新技術の活用**

工事における新技術の活用により、長期的にコスト縮減を図ります。

#### **主に国・北海道の動向を見ながら検討する項目**

**ア．工事における規制改革：** 工事に関する各種の規制改革の実施による長期的コストの縮減

## 北広島市建設事業コスト縮減推進本部設置要綱 (案)

### (設置目的)

第1条 建設事業コストの縮減についての具体的な方策等を検討し、実施するため、北広島市建設事業コスト縮減推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に規定する事項の研究・検討を行い、必要に応じ市長に報告する。

- (1)建設事業コスト縮減に関する行動計画の策定に関すること。
- (2)行動計画のフォローアップに関すること。
- (3)その他、建設事業コスト縮減に係る重要事項に関すること。

### (組織等)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は建設部理事とし、副本部長は建設部参事（審査・検査担当）とする。
- 3 本部員は、土木課長、都市整備課、建築課長、土木事務所長、下水道課長、業務課長、水道施設課長、契約課長、行革担当参事、その他本部長が必要と認める者を充てる。

### (会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要と認めるとき召集する。

- 2 会議の議事は、構成員の合議により決するものとする。

### (専門部会等の設置)

第5条 建設事業コスト縮減についての具体的な方策等を検討するため、本部の下に専門部会として土木部会、建築部会、入札・契約部会（以下「部会」という。）を設置する。

- 2 部会員は、別表1に掲げる課の担当職員の中から本部で選考する。

- 3 前項の規定にかかわらず、本部は必要と認める者を部会員とすることができる。
- 4 各部会には部会長を置くものとし、本部で指名する。
- 5 部会長は、部会の審議状況及び結果を本部に報告する。
- 6 部会長は、必要に応じて部会内の検討・調整のための会議を行うことができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は建設部に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要なものは本部長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別表1 「専門部会」

土木部会		建築部会		入札・契約部会	
課 名	備 考	課 名	備 考	課 名	備 考
土木課 都市整備課 土木事務所 下水道課 水道施設課		建築課 下水道課		契約課 業務課	